

事務連絡
平成23年3月9日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

新たに設定された埋込型補助人工心臓の
施設基準に係る届出の取扱いについて

埋込型補助人工心臓については、「医療機器の保険適用について」（平成23年2月28日保医発0228第2号）において新たに施設基準を設けたところあります。当該手術が末期重症心不全で心臓移植を必要とする患者に対し循環改善を目的として行われるという緊急性を要すること等に鑑み、平成23年3月31日までの間に限り、下記のとおりとするので、別添の認定施設である保険医療機関、審査支払機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう、ご協力をお願いいたします。

記

- 1 「植込み型補助人工心臓 EVAHEART」及び「DuraHeart 左心補助人工心臓システム」を用いる場合の施設基準の届出については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成22年3月5日保医発0305第3号）第2の7の規定にかかわらず、平成23年3月31日までに届出書の提出があった場合には、速やかに要件審査をし、届出の受理がなされたものについては、受理日より算定することができるものとすること。
- 2 今回新たに施設基準を設けた埋込型補助人工心臓に係る届出の受理番号については、「(埋補心2) 第一 号」とするので、届出の提出者に対して副本に受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。



(別添)

認定植込型補助人工心臓実施施設（平成23年3月1日現在）

大阪大学

九州大学

群馬県立心臓血管センター

国立循環器病研究センター

埼玉医科大学国際医療センター

桜橋渡辺病院

東京医科歯科大学

東京女子医科大学

東京大学

東北大学

兵庫医科大学

北海道大学

日本臨床補助人工心臓研究会ホームページより抜粋

(URL <http://www.jacvas.com/20110307topic.html>)